令和3年5月3日 産業経済部産業政策課 電話027-226-3326 総務部財政課 電話027-226-2092

<u>令和3年度5月補正予算について</u> (5月3日付け知事専決処分)

◎補正予算のフレーム

	ılı		<u>位:百万円</u> •
歳	出	歳	λ
感染症対策営業時間短縮要	請協力金 7,188	国庫支出金	7, 188
O主な支給要件等 ・期 間 令和3年5月8日(土)~21日(金) ・要請時間 午後8時から午前5時まで ・対象地域 県内全域(35市町村) ・要請業種 接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店 〇支給額(1店舗あたり) ・中小企業		 ・地方創生臨時交付金 7,188 「うち協力要請推進枠分 5,779 うち単独事業分 1,409 ※協力要請推進枠分 営業時間短縮要請協力金の8割及 び事務費について国から追加交付 される。 	
1日あたり売上高	1日あたり支給額		
~83, 333円	2.5万円		
83,333円~25万円	1日あたり売上高×0.3		
25万円~	7.5万円		
	大20万円 業時間短縮を行った事業者が 事情がある場合で、5月11日 を開始した際は、開始日前日		
計 7.188		計 7.18	

補正後予算額 774,230百万円(現計予算額 767,042百万円)

◎専決処分する理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、営業時間短縮要請を実施するにあたり、協力 した飲食店等に協力金を支給するため、早急に予算措置する必要があることから、地方自治法第 179条の規定により、5月3日付で知事が専決処分を行った。